

令和5年度「介護予防拠点施設浪岡茶屋町会館」に係るモニタリング評価結果（第2回）

介護予防拠点施設浪岡茶屋町会館については、茶屋町町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月26日

施設名	浪岡茶屋町会館
設置目的	地域住民が健康で生きがいのある老後を過ごすため、設置する。
所在地	青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2
指定管理者	【名称】 茶屋町町内会 【代表者】 町内会長 永井 三雄 【住所】 青森市浪岡大字浪岡字浅井184番地
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果	
		適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適切に行われているか。	施設管理に必要な各種保守点検について業務委託し、適切に実施している。	○
	防犯、防災、緊急時の対応に的確な対応が行えるようにしているか。	防犯、防災マニュアルや緊急連絡網を作成し、緊急事態発生時の対応を取り組んでいる。また、防災計画に基づいた避難訓練を実施している。	○
	個人情報保護について、適切な対応が行われているか。	個人情報に係る書類は、鍵のかかる場所に保管し、適正に管理している。	○
	省エネに努めているか。	青森市環境方針に従い、節電や節水に努めるとともに、利用者に周知し、協力をお願いしている。	○
運営について	市民の平等な利用が確保されているか。	介護予防拠点施設の目的に沿った利用について、申請順に許可し、平等利用が確保されている。	○
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	利用者の要望、意見は随時聞き取り等により把握し、反映するようにしている。	○
	利用者に対するサービス向上の取組みがなされているか。	利用者からの苦情や要望は寄せられていないが、可能な限り要望に応えられるよう市と協議しながら対応をとれる体制を整えている。	○
	事業が計画どおり実施されているか。	地域の各種団体と連携しながら事業を実施している。	○

【総合評価】

施設の管理運営については、仕様書どおり概ね適切に行われている。
また、利用者数は減少傾向にあるものの、利用者がいつでも利用できるよう施設管理している。
引き続き、適切な管理運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市浪岡振興部 健康福祉課
【電話】 0172-62-1134
【メール】 n-kenko@city.aomori.aomori.jp